

○近畿地方整備局告示第138号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成27年8月20日

近畿地方整備局長 山田 邦博

第1 起業者の名称 滋賀県

第2 事業の種類 一般国道422号補助道路整備工事（大石東バイパス・滋賀県大津市南郷六丁目字奈良島地内から同市太子二丁目字イヨツ地内まで及び同市関津三丁目字罐子ヶ谷地内から同市大石東二丁目字東沢野地内まで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 滋賀県大津市南郷六丁目字奈良島、太子二丁目字イヨツ、関津三丁目字罐子ヶ谷、字車谷及び字山田大谷並びに大石東二丁目字東沢野地内
- 2 使用の部分 滋賀県大津市南郷六丁目字奈良島、太子二丁目字イヨツ、関津三丁目字罐子ヶ谷、字車谷及び字山田大谷並びに大石東二丁目字東沢野地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、滋賀県大津市南郷六丁目字奈良島地内を起点とし、

同市大石東二丁目字東沢野地内を終点とする延長2,269m区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道422号補助道路整備工事（大石東バイパス）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業は、道路法の一部を改正する法律（昭和39年法律第163号）附則第3項の規定に基づく一般国道の改築である。また、本件区間は一般国道の指定区間を指定する政令（昭和33年政令第164号）による指定を受けていないこと及び滋賀県内に存することから、道路法第13条第1項の規定により滋賀県が道路管理者となること、更に財源措置も講じられていることなどから、起業者である滋賀県は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道422号（以下「本路線」という。）は、滋賀県大津市を起点とし、奈良県宇陀郡御杖村、三重県松阪市等を経由して北牟婁郡紀北町に至る延長約176kmの路線であり、滋賀県南部地域（以下「当該地域」という。）、奈良県東部地域及び三重県の各市町間を結ぶ主要幹線道路である。

滋賀県内における本路線は、当該地域を南北に結ぶ唯一の幹線道路であり、県都大津市の市街地を一級河川淀川水系瀬田川（以下「瀬田川」という。）沿いに通過し、県内物流の大動脈である一般国道1号と接続するほか、京滋バイパス石山インターチェンジへのアクセス道

路としての機能も有するなど、当該地域の経済活動や地域住民の日常生活において重要な役割を果たしている。

しかしながら、本路線のうち滋賀県大津市南郷六丁目字奈良島地内から同市大石東二丁目字東沢野地内までの区間（以下「現道」という。）は、土砂災害警戒区域を始め、土砂災害特別警戒区域や急傾斜地崩壊危険区域が存在しており、自然災害による通行止めが行われている。また、現道は見通しが悪く、線形が不良なことから交通事故が発生しており、特に、瀬田川に架かる鹿跳橋周辺においての事故が多発するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。さらに、歩道が整備されておらず、自動車との混合交通となっている箇所があり、歩行者は車道部への通行を余儀なくされているなど、安全な通行に支障をきたしており、交通事故の危険性が非常に高くなっている。

本件事業の完成により、本件区間に現道の土砂災害危険箇所を回避する新たな道路が整備され、現道の機能を補完・代替することから、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で大気質、振動及び騒音に関して環境への影響について検討を行った結果、環境基準等を満たすものと予測されている。また、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ、環境省レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているミサゴ、ハチクマ、ハイタカ、イモリその他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測し

たところ、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない又は小さいとされた種以外のものについては、保全措置により、影響が回避・軽減されるものと予測されている。

主な保全措置としては、オオタカについては、計画路線から西へ1.5km程離れた山腹に営巣地が存在する可能性が高いことが推定されていること、計画路線と営巣地が存在する可能性が高い場所との間には瀬田川が流れているなど別山塊となっていること、営巣地が存在する可能性が高い場所が計画路線から直接見えないことから、直接的に影響を及ぼす可能性は低いものと考えられるが、計画路線上空で餌運びが確認されており工事による影響が考えられるため、起業者は工事中及び供用後のモニタリング調査を実施することとしている。イモリについては、繁殖期である春季に細流やそれに沿った場所で確認されているため、改変により繁殖場所に影響を受けると予測されることから、谷を通る細流の変化が生じないように、また、細流の水量に変化のないような道路の構造とすることで、繁殖場所の保全措置を講じることとしている。加えて、起業者は、工事施工に当たっては、施工前に確認調査を行い、工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合には、専門家の指導助言を得ながら、必要な環境保全措置を講じることとしている。

本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による、周知の埋蔵文化財包蔵地が3箇所存在しているが、これらの遺跡については、既に発掘調査が終了し、出土した遺物の記録及び保存が行われており、滋賀県教育委員会から工事を実施して差し支えない旨の回答を得ている。なお、工事施工中において遺構・遺物が発見された場合は、滋賀県教育委員との調整を図り、適切な処置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、現道の災害危険箇所、線形不良区間等の解消を図り、

自動車走行の安全性を確保するとともに、防災性を強化することを目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第3種第2級の規格に基づき、2車線の道路をバイパス方式により建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、平成23年1月28日付け滋賀県告示第39号で都市計画変更された大津湖南都市計画道路3・5・104号石山寺辺大石東線と基本的に整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道はこれまで自然災害による通行止めが行われているなど、現道の機能を補完・代替する措置を講ずる必要があることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、本件事業の早期完成を求める声は強く、本路線沿線の市長からなる国道422号整備促進期成同盟会から、本件事業の整備促進を強く要望されているところである。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 滋賀県大津市役所